

【浄化槽の維持管理は次の3つが管理者の義務として法律で定められています】

藤沢市内の浄化槽が設置されている住宅にお住まいになられる方は、はじめに①法定検査の申し込み②保守点検の年間契約等のお手続きをしましょう。
お住まいのみなさまも維持管理を継続して実施していただきますようお願いいたします。

①法定検査

(年1回必ず受検しましょう)

(公社)
神奈川県生活水保全協会

Tel 045-830-5721

へご依頼ください



法定検査

②保守点検

(年3、4回、20人槽以下の場合)

藤沢市に登録のある
浄化槽保守点検登録業者

へご依頼ください



保守点検

③清掃

(年1回以上)

(株)藤沢市興業公社

Tel 0466-22-9141

へご依頼ください



①法定検査と②保守点検は混同されますが、実施する内容が異なるため、それぞれ行う必要があります。

事務担当 藤沢市下水道計画業務課 0466-50-8246